

「一般財団法人設立に関するQ&A」

(Q1) 「一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構」の設立に伴って、RRCは何が変更になりますか。


(A1) RRCは任意団体による資格・認定事業として運営されてきたところ、今後は、社会の要請に応えるべく、法人格を有する一般財団法人の中心的な事業として運営されることとなります。しかしながら、これまでのRRC事業内容等を何ら変更するものではありません。むしろ、皆さまが有するRRC資格・認定については、その社会的なステータスが以前にも増して高められたものと考えておりますので、引き続き、ご支援をお願いいたします。

(Q2) 冷媒回収技術者、冷媒回収事業所の資格について、何か変更がありますか。また、技術者登録証、事業所認定証はどうなりますか。

(A2) 特に変更はありません。平成23年10月以降の交付分については、認定団体が「一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構」の「冷媒回収推進・技術センター(RRC)」となります。

(Q3) いま手元にある技術者登録証、事業所認定証は、これまで通り証書として使えますか。

(A3) 「冷媒回収推進・技術センター(RRC)」の名称に変更はありませんので、これまで通りご使用いただけます。

(Q4) 略称「RRC」、ロゴマークは、どうなりますか。

(A4) 「冷媒回収推進・技術センター」の略称は「RRC」、ロゴマークはのまま、従来通りです。

(Q5) RRCの所在地などは変わりますか。

(A5) 平成23年10月以降、RRCは「一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構」に移管されますので、RRCの所在地、電話・FAX番号、メールアドレスが、次のように変わります。どうぞよろしく願いたします。

(住所) 〒105-0011 東京都港区芝公園3丁目5番22号 機械振興会館別館2階

(電話番号) (03)5733-5311 (FAX番号) (03)5733-5312

(メールアドレス) rrc@jreco.or.jp (ホームページ) <http://www.rrc-net.jp>

※. ホームページのURLは従来通りです。